

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成26年3月27日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成26年2月3日	南区	吉祥院高畑町	—	—	1	平成26年2月3日
	右京区	太秦相ヶ本町	2	—	—	
		太秦中堤町	1	—	—	
	左京区	岩倉幡枝町	—	—	2	
		岩倉三宅町	—	—	2	
平成26年2月5日	南区	吉祥院御池町	—	—	1	平成26年2月5日
		上鳥羽高島町	1	—	—	
	東山区	福稲上高松町	—	1	—	
	上京区	春帯町	—	—	1	
	右京区	花園寺ノ内町	1	—	—	
		花園伊町	—	1	—	
平成26年2月7日	山科区	音羽山等地	—	—	1	平成26年2月7日
	下京区	西七条西久保町	5	—	—	
		西七条南東野町	7	—	—	
平成26年2月12日	北区	小山東元町	—	—	2	平成26年2月12日
	上京区	青龍町	—	—	1	
	左京区	東丸太町	1	—	—	
平成26年2月14日	左京区	吉田本町	—	—	1	平成26年2月14日
		北白川久保田町	1	—	—	
		浄土寺西田町	3	—	—	
		聖護院山王町	1	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成26年2月14日	伏見区	醍醐鍵尾町	—	—	1	平成26年2月14日
	南区	上鳥羽塔ノ森上河原	1	—	—	
平成26年2月17日	南区	唐橋経田町	—	—	1	平成26年2月17日
		唐橋羅城門町	—	—	1	
	伏見区	深草東伊達町	6	—	—	
	下京区	西九条南小路町	—	—	1	
平成26年2月19日	山科区	音羽野田町	—	—	1	平成26年2月19日
		西野野色町	2	—	—	
		北花山寺内町	—	—	1	
		川田前畑町	—	—	1	
		川田西浦町	—	—	1	
	南区	唐橋西寺町	—	—	1	
		唐橋井園町	—	—	1	
	中京区	三坊猪熊町北組	2	—	—	
西ノ京北聖町		—	—	1		
平成26年2月24日	右京区	西京極大門町	—	—	1	平成26年2月24日
	下京区	西七条北月読町	—	—	2	
	北区	紫竹下本町	—	—	1	
		小山堀池町	—	—	1	
		紫野上築山町	—	—	1	
	左京区	高野上竹屋町	—	—	1	
		静市市原町	—	1	—	
上高野前田町		1	—	—		
平成26年2月28日	左京区	聖護院中町	—	—	2	平成26年2月28日
	伏見区	竹田松林町	2	—	—	
	南区	吉祥院池田町	—	—	1	
	中京区	三坊猪熊町北組	2	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)